

## 未来に向かって環境のトータルアドバイザー

**RIKKA REPORT**

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」:

## 『除染電離則』が制定され、

除染などの作業にあたる労働者の放射線被ばく低減のための措置が義務化されました。

【公布・施行日】 平成24年1月1日より

## 1. 対象者と対象業務 (第2条)

対象者：除染等業務を行う事業者と、その事業者には雇用される除染等業務従事者

対象業務	業務内容
土壌等の除染等の業務	「除染特別地域」や「汚染状況重点調査地域」内で、汚染された土壌、落葉や枝、水路等に堆積した汚泥等の除去業務
廃棄物収集等業務	除染特別地域等内で除去された土壌や、汚染された廃棄物の収集、運搬または保管に係る業務

## 2. 業務従事者の被ばく限度 (第3条、第4条)

事業者は、除染等業務従事者の受ける実効線量(原子力発電などでの放射線業務によって受けた線量と合算した実効線量)が、次の値を超えないようにしなければなりません。

【mSv：ミリシーベルト】

男子・妊娠する可能性がないと診断された女性	5年間で合計100 mSv かつ1年間で合計50 mSv
女性(妊娠する可能性がないと診断された場合を除く)	3ヶ月間で合計5 mSv
妊娠中の女性	妊娠期間中で合計1 mSv

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社 分析一課 中西正彦、青柳容子  
環境技術部 尾崎克年  
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

### 3. 線量の測定方法（第5条）

事業者は、除染等業務従事者の被ばく線量を、所定の方法により測定しなければなりません。測定の方法は、作業場所の空間線量や取り扱う汚染土壌等に含まれるセシウム濃度や作業中の粉じん濃度によって異なります。

#### 1) 外部被ばく線量の測定

外部被ばく線量は、電子線量計（APD,PD）や、ガラスバッチ・ルクセルバッチなどを着用して測定します。着用場所は、男性・妊娠する可能性がないと診断された女性は胸部に、その他の女性は腹部としてください。

##### ①平均空間線量率が2.5 $\mu\text{Sv/h}$ を超えている場合 【 $\mu\text{Sv}$ ：マイクロシーベルト】

除染等業務従事者のそれぞれに、個人線量計を着用させて測定します。

##### ②平均空間線量率が2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下の場合

①の方法のほか、男女別に選定した代表者に線量計を着用させて測定する方法や、空間線量率により被ばく線量を推定する方法によっても差し支えありません。

#### 2) 内部被ばく線量の測定

内部被ばく線量は、ホールボディカウンタ（WBC）やバイオアッセイ、空気中の放射性物質濃度測定による評価等により測定します。作業内容に応じて、下表のとおり測定してください。

【Bq：ベクレル】

	高濃度汚染土壌等 (50万 Bq/kg を超える)	高濃度汚染土壌等以外 (50万 Bq/kg 以下)
高濃度粉じん作業 (10 $\text{mg}/\text{m}^3$ を超える)	3ヶ月に1回の 内部被ばく測定を実施	スクリーニング検査*を実施
上記以外	スクリーニング検査*を実施	スクリーニング検査*を実施

※スクリーニング検査：1日の作業終了時、防じんマスクまたは鼻腔内に付着した放射性物質の表面密度を測定。

### 4. 線量の測定結果の記録等（第6条）

事業者は、測定した線量を所定の期間毎に記録し、30年間保存しなければなりません。

期間が3ヶ月未満の有期労働者または派遣労働者を除染等業務に従事させる場合は、1ヶ月毎に線量を記録してください。

事業者は、速やかに記録された線量を除染等業務従事者本人に知らせるとともに、本人が離職する際には、線量の記録の写しを交付してください。

男性・妊娠する可能性がないと診断された場合	実効線量の3ヶ月毎、3年毎、5年毎の合計 (5年間において1年間につき20 mSv を超えたことのない場合は、3ヶ月毎および1年毎の合計)
女性(妊娠する可能性がないと診断された場合を除く)	実効+線量の1ヶ月毎、3ヶ月毎、1年毎の合計 (1ヶ月間において、1.7 mSv を超えたことのない場合は、3ヶ月毎および1年毎の合計)
妊娠中の女性	内部被ばくによる実効線量と、腹部表面に受ける等価線量の1ヶ月毎、妊娠中の合計

## 5. 事前調査と作業計画（第7条、第8条）

事業者は、除染等業務を行うときは、あらかじめ次の事項を調査して、その結果を記録し、労働者にもその概要を明示しなければなりません。

- 除染等作業の場所の状況
- 除染等作業の場所の平均空間線量率
- 除染等作業の対象となる汚染土壌や除去土壌、汚染廃棄物に含まれるセシウムの濃度

また事業者は、除染等業務を行うときは、あらかじめ作業計画を定めて労働者に周知し、計画に基づいて作業を行わなければなりません。

- 除染等作業の場所・方法
- 除染等業務従事者の被ばく線量の測定方法
- 除染等業務従事者の被ばく線量の低減措置
- 使用する機械・器具等の種類及び能力
- 労働災害が発生した場合の応急措置

## 6. 作業の指揮者（第9条）

事業者は、必要な能力を有する者を除染等作業の指揮者に定め、作業計画に基づいた作業の指揮と次の事項を行わせなければなりません。

- 除染等作業の手順・従事者の配置
- 除染等作業に使用する機械等の点検など
- 放射線測定器・保護具の使用状況の監視
- 作業箇所への関係者以外の立入禁止

## 7. 作業の届出（第10条）

事業者は、平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv}$ を超えている場所で除染等業務を行うときは、あらかじめ作業の届出（除染電離則「様式1」）を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

## 8. 診察等（第11条）

事業者は、除染等業務従事者が次のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診断、処置を受けさせ、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

- 被ばく限度を超えて被ばくした場合
- 高濃度汚染土壌等が大量に口の中に入れるなど誤って放射性物質を吸入摂取した場合
- 身体汚染が、洗身等を行っても汚染限度（ $40 \text{ Bq/cm}^2$ ）以下にできない場合
- 傷創部分が、高濃度セシウムなどに触れるなどにより汚染された場合

## 9. 粉じんの発生を抑制するための措置（第12条）

事業者は、汚染土壌等を湿潤化するなど、粉じんの発散を抑制するための措置を講じなければなりません。

## 10. 廃棄物収集等の際の容器の使用（第13条）

事業者は、廃棄物収集等業務を行う場合には、原則として容器を用いなければなりません。容器の構造は、次の要件を備える必要があります。

○収集、保管の業務：除去土壌等が飛散流出するおそれがないもの

○運搬業務：飛散流出するおそれがなく、容器表面から1mの距離で0.1 μSvを超えないもの

## 11. 退出者や持ち出し物品の汚染検査（第14条、第15条）

事業者は、除染等業務を行う作業場、またはその近隣に、汚染検査場所を設けなければなりません（複数の事業者が共同で、または発注者が設けていても構いません）。

汚染検査場所では、作業場から除染等業務従事者が退出する際や物品を持ち出す際に、汚染検査を行い、汚染が認められる（40 Bq/cm<sup>2</sup>（≒13,000 cpm）を超える）場合には、十分洗身したり、物品を持ち出さないようにしてください。

## 12. 保護具（第16条、第17条）

事業者は、土壌と粉じんの状況に応じた保護具・装具を除染等業務従事者に着用させなければなりません。

	高濃度汚染土壌等 (50万 Bq/kg を超える)	高濃度汚染土壌等以外 (50万 Bq/kg 以下)
高濃度粉じん作業 (10mg/m <sup>3</sup> を超える)	長袖の衣類の上に全身化学防護服（タイベックなど）、ゴム手袋、（綿手袋と二重）、ゴム長靴、捕集効率95%以上の防じんマスク	長袖の衣類、綿手袋、ゴム長靴、捕集効率80%以上の防じんマスク
上記以外	長袖の衣類、ゴム手袋（綿手袋と二重）、ゴム長靴、捕集効率80%以上の防じんマスク	長袖の衣類、綿手袋、ゴム長靴、捕集効率80%以上の防じんマスク（草木や腐葉土の取扱等の場合には、サージカルマスク等の着用で差し支えありません）

## 13. 作業場所での飲食・喫煙等の禁止（第18条）

## 14. 除染等業務に係る特別教育（第19条）

事業者は、労働者を除染等業務に就かせるときは定められた科目についての特別の教育を実施しなければなりません。（学科4時間、実技1時間30分）

## 15. 健康診断（第20条～第25条）

事業者は、除染等業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、配置替え時、その後6ヶ月に1回、定期的に定められた項目について健康診断を行わなければなりません。

健康診断の結果については、「除染等電離放射線健康診断個人票」を作成し、30年間保存しなければなりません。